

令和2年度第11回

登別市教育委員会会議録

日 時 令和3年3月22日（月）午後3時00分

場 所 登別市民会館 小会議室

第11回 教育委員会議事日程

1 日 時 令和3年3月22日（月）午後3時00分

※登別市重大事案対策委員会からの答申を同日午後2時に受けた後に
教育委員会を開催したため、当初予定より開始時刻が遅れた

2 場 所 登別市民会館 小会議室

3 議 案

報告第17号 市議会定例会追加提出議案に関する意見に係る臨時代理について

報告第18号 令和3年第1回登別市議会定例会一般質問について

報告第19号 教職員人事の内申に係る臨時代理の報告について

議案第23号 行政手続等の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の
制定について

議案第24号 登別市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改
正する訓令の制定について

議案第25号 登別市立中学校部活動指導員設置規則の一部改正について

議案第26号 登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金交付要綱の改正につ
いて

4. 情報提供

(1) 令和2年度土曜授業事業実績及び令和3年度事業計画について

(2) 令和2年度学校運営協議会実施状況について

(3) 登別市立学校における食物アレルギー対応の手引きについて

(4) 幼保小連携の状況について

(5) 令和3年度進路状況について

(6) 第6次登別市社会教育中期計画の策定について

(7) 登別市重大事案対策委員会からの答申について

5 出席者

(教育委員会 5名)

教育長	武田 博	委員	赤井 秀輝
委員	堅田 裕	委員	上村 正人
委員	木村 雅美		

(事務局 11名)

教育部長	堀井 貴之	教育部参与	中島 英治
教育部次長	近藤 正嗣	総務グループ建築主幹	逢坂 義人
学校教育グループ総括主幹	笠井 康之	学務主幹	小野島 晶
学校給食センター長	山本 直人	社会教育グループ総括主幹	重山 大介
文化・文化財主幹	菅野 修広	図書館長	綿貫 亨
総務グループ主査	相馬 淑香		

○**武田教育長**：それでは、本日の委員会は、5名全員出席されておりますので、有効に成立していることをご報告いたします。

これより、令和2年度第11回教育委員会を開催いたします。

本日の議事は、報告3件、議案4件になります。それでは、早速議事に入りたいと思います。

報告第17号「市議会定例会追加提出議案に関する意見に係る臨時代理について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○**近藤教育部次長**：報告第17号は「市議会定例会追加提出議案に関する意見に係る臨時代理について」です。

本報告は、令和3年第1回市議会定例会の追加議案であります。令和2年度登別市一般会計補正予算（第15号）、議案書の1ページをお開きください。

令和2年度登別市一般会計補正予算（第15号）について、登別市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき臨時代理を行いましたので、その内容を報告し承認を求めます。

議案書の3ページからが、令和2年度登別市各会計補正予算書及び予算説明書という資料になります。

市では、これまで9度にわたり、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策をとりまとめ、予算措置を講じてきたところではありますが、感染再拡大収束後を見据え、継続して感染拡大予防対策に取り組むため、第10弾となる緊急対策をとりまとめました。

今回の補正は、この緊急対策についての予算措置となっております。

歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、4ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

歳入歳出それぞれの補正内容につきましては、6ページから10ページまでの「歳入歳出補正予算事項別明細書」に記載のとおりであります。教育費は、感染予防対策や感染状況に応じた教育活動を行うための物品や消耗品などを購入するため、小中学校それぞれにおいて新型コロナウイルス予防対策経費を追加するものであります。

以上の補正に見合う歳入であります。4ページに記載のとおり特定財源として国庫支出金及び道支出金を追加するものであります。

説明は以上になります。

○**武田教育長**：ただいま、報告第17号について説明がございました。新型コロナウイルス予防対策に対する追加措置ということでございます。ご質疑ございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

○**武田教育長**：よろしいでしょうか。

それでは、報告第17号については、承認します。

次に報告第18号「令和3年第1回登別市議会定例会一般質問について」、事務局から説明をお願いいたします。

○**近藤教育部次長**：報告第18号は「令和3年第1回登別市議会定例会一般質問について」です。議案書の11ページになります。令和3年第1回登別市議会定例会の一般質問は11名で、3月8日から4日間の日程で行われました。

教育関係についての質問は、辻議員からは、社会的孤立の解消に向けて。

井野議員からは、教育行政執行方針について。

宮武議員からは、小・中学生のスポーツ環境について。

米田議員からは、市政執行方針について。

といったテーマで主に4名からの質問がありました。

12ページから17ページに質問と答弁の概要を記載させていただきましたので、後ほどご覧ください。

報告第18号については、概要の記載をもって報告に代えさせていただきます。一般質問の概要については、以上です。

○**武田教育長**：報告第18号について、説明がございました。細部にわたっては、お手元に載せておりますのでご覧ください。項目的に何かございましたらお受けしたいと思えます。

（「ありません」の声あり）

○**武田教育長**：ありませんか。それでは、報告第18号については、終了します。

次に、報告第19号「教職員人事の内申に係る臨時代理の報告について」を議題いたしますが、本報告につきましては、教職員の人事案件でございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書き」により秘密会とすることを発議しますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 武田教育長**：異議ないものと認めます。よって報告第19号の審議については、秘密会とすることに決定されました。関係者以外、傍聴者も含めて退室と会場の閉鎖をお願いします。

[関係者以外退室、会場閉鎖]

(非公開)

[会場閉鎖]

- 武田教育長**：それでは、議事に入ります。
議案第23号、議案第24号につきましては、押印見直しに伴う規則の改正ということでございますので、一括して議題とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 武田教育長**：それでは、議案第23号「行政手続き等の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」、議案第24号「登別市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について」、を議題といたします。事務局から一括して説明をお願いいたします。

- 近藤教育部次長**：議案第23号「行政手続き等の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」、議案第24号「登別市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について」の議案2件について一括して説明いたします。

登別市では、令和2年7月7日付け総務自治行政局長通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」令和2年12月18日付け規制改革・行政改革担当大臣通知、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」等を受け、市民や事業者、団体等から提出される行政手続きに関する書類の押印を求める規則について所要の改正を行うこととし、庁内において令和3年4月以降原則、全ての押印を廃止することから、議案第23号、議案第24号は、教育委員会においても同様に押印廃止についての規則・訓令を制定するものです。

全て申請書、そういった類いの書類の押印を削除するという同様の内容になっておりますので一括して説明をさせていただきました。説明は以上になります。

- 武田教育長**：ただ今、議案第23号、議案第24号について一括して説明がありました。1件ずつ質疑を行ないたいと思います。

議案第23号「行政手続等の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり。)

○**武田教育長**：それでは、議案第23号については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第23号については、原案のとおり決しました。
次に議案第24号「登別市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する訓令の制定について」ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり。)

○**武田教育長**：それでは、議案第24号については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第24号については原案のとおり決しました。
次に議案第25号「登別市立中学校部活動指導員設置規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○**笠井学校教育グループ総括主幹**：89ページをご覧ください。議案第25号は、「登別市立中学校部活動指導員設置規則の一部改正について」であります。
改正の理由は、90ページをご覧ください。北海道教育委員会が定める「中学校における部活動指導員配置促進事業費補助金交付要綱」が改正されたことに伴い、当該規則に定める部活動指導員の勤務時間の上限に変更が生じることから、北海道教育委員会が定める部活動指導員に係る補助基準額に準じた勤務時間を上限とするものであります。
当該訓令の施行期日は、令和3年4月1日となります。
91ページは規則の改正案、92ページは新旧対照表となります。
以上です。

○**武田教育長**：ただ今、議案第25号「登別市立中学校部活動指導員設置規則の一部改正について」説明がありました。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり。)

○**武田教育長**：それでは、議案第25号については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**武田教育長**：それでは、議案第25号については原案のとおり決しました。

次に議案第26号「登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金交付要綱の改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○笠井学校教育グループ総括主幹：93ページをご覧ください。

議案第26号は、「登別市遠距離通学児童及び生徒通学費補助金交付要綱の全部改正について」であります。

94ページをご覧ください。

改正の理由は、美園町6丁目の一部地域から通学する生徒の取扱いについて、室蘭市への区域外通学が終了し、令和3年4月から鷺別中学校に通学する生徒がいることから、当該要綱に新たに補助金の額を定める必要があります。

これに合わせて、項立てであった要綱を条立てに変更し、これまで定めていなかった様式を定めることとするなど、現状の運用に合わせた改正を行うものであります。

当該要綱の施行期日は、令和3年4月1日となります。

95ページから100ページまでが、全部改正の要綱案となります。

以上です。

○武田教育長：ただ今議案第26号について、説明がありました。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり。)

○武田教育長：よろしいですか。それでは、議案第26号については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○武田教育長：それでは、議案第26号については原案のとおり決しました。

以上で本日の議事は全て終了しました。

その他、事務局から情報提供などありましたら、資料に基づき説明をお願いします。

○中島教育部参与：情報提供1、土曜授業令和2年度の実績と令和3年度の計画についてです。

学校教育法施行規則の改正により、土曜日に実施する授業も教育課程上の時間として位置付けられたことから、平成26年度から市内全校で土曜授業に取り組んで7年が終了します。

これまで、公開授業や体験活動、学校行事、外部講師を活用した授業など、地域の特色を生かしたり、学校や家庭、地域が連携して取り組んだりすることで、本市の子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日となるように事業を進めてまいりました。

本日配布しました情報提供資料の1ページ、2ページをご覧ください。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、臨時休業となった影響を受けて最も少ない学校で年2回、そのような中でも時期をずらして、年4回実施できた学校が6校ありました。

内容としましては、約3ヶ月にわたる臨時休業の影響で、どの学校も授業時数の確保が大きな課題となりましたので、今年度は土曜日においても、教科の授業を行う学校が多くございました。しかし、規模の縮小を迫られた学芸会や学校祭などの代替行事をはじめとして、各種教室や講座、携帯スマホ教室など外部から専門的な方を招いての学習、小中合同の避難訓練など、感染拡大防止のため、地域や保護者の方々の参加を控えていただくことが多かったものの、土曜日ならではの活動に取り組んでいただきました。

続いて、3ページ、4ページをご覧ください。令和3年度は、登別小学校で年3回そのほか、市内12校で年4回の実施を予定しております。例年、広く地域の方々に学校を公開しております「ふれあいウィーク」を令和3年度も実施する予定であり、10月23日と11月6日を「ふれあいデー」として地域公開参観日に設定しています。その頃までに、感染状況が落ち着き、委員の皆様にも参観していただくことを願っております。

次に情報提供2、学校運営協議会令和2年度の実績についてです。

別冊のA3版、大きな資料をご覧ください。

各学校におきましては、例年、年間4回程度、学校運営協議会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策で取りやめとなったり、書面会議に変更した学校もありましたことを報告いたします。

また、どの地区においても、小中学校合同の協議会が開催されるようになりましたが、今年度は開催を見合わせる地区もございました。

議題につきましては、学校の経営方針について承認をいただくほか、各教育活動の説明や実施状況、学校評価結果などを通して、学校の運営状況をお知らせするとともに、土曜授業の計画や、学力・体力の向上、放課後学習の充実、あいさつの励行、いじめ・不登校への対応、道德教育の取組、地域との避難訓練の状況、地域行事の参加や伝統芸能の継承、地域交通安全の取組のお願いや生活習慣改善に関わる理解についてなど、話し合う内容は多岐にわたっていました。

このようなコロナ禍の時代だからこそ、学校は校長先生をはじめとして、教職員との対話や子どもたちとの触れ合いが重要であるという認識を強くしております。今後は、「コロナ禍だからできない」ではなく、「コロナ禍だからこそ」生まれるアイデアや工夫を大切にしながら、教育活動を進めるよう、学校を支援してまいります。

○小野島学務主幹：情報提供3食物アレルギー手引きの改訂についてであります。

別冊の両面印刷をご覧ください。平成27年度に作成した本手引きですが、国や道のガイドライン等及び本市の現状や対応の具体等を鑑み、改訂を行いました。

大きくは、手引き3ページの“対応の指針”を基本に、学校が実態に応じて主体的に取り組む形としております。

食物を含む各種アレルギーは非常に多様化しておりますので、児童生徒に提供する給食においては、徹底した安全管理が必要になります。

登別市立学校では、給食センターの実態から、牛乳とデザートの変換のみの対応とし、アレルギーにより保護者がその対応を希望する場合は、学校生活管理指導表を提出いただくこととしております。その後、保護者と面談を行い、一番後ろに添付しました取組プランを各学校が作成し、対応の具体を決定していきます。これらの内容については、改めて校長会や教頭会と確認しております。

教育委員会としましては、学校の丁寧な対応により、アレルギーをもつ児童生徒にとって安全で安心な学校生活・学校給食となるよう、引き続き各学校と連携をしてまいります。

続いて、情報提供4 幼保小連携についてです。

情報提供資料一覧の5 ページから8 ページになります。

このことについては、令和元年度からの2年間、道教委の二つの事業指定を受け、これまでの本市の取組を加速させてきました。今年度は、特にコロナの影響で施設訪問などの直接交流は控えざるを得ませんでした。今月初めにリリー文化幼稚園が連携校の若草小・鷺別小と手紙による交流を行いました。園児が小学生に学校生活に係る質問をし、回答をもらうことで小学校入学に期待感をもつことができましたようです。1年生も、なかなか機会は取れなかったのですが、後輩たちの入学を心待ちにしている様子だったと聞いております。

こうした試行的取組を含め、ここまで手探りで続けてきた実践ですが、残念ながら事業については今年度で終了となります。

事業を踏まえたこれまでの本市の実践のまとめ・発信の機会として、市の広報に幼保小連携の取組を掲載する予定でしたが、あいにくスペースが取れないということで代わりに室蘭民報の企画記事に取り上げてもらえることになりました。まずはこの企画の記事で限定された取組で読者も限定されてしまいますけれども、資料としてお付けした内容を基本に、記者が記事にまとめ、今週末に掲載の予定です。

機会がありましたら、ぜひご覧ください。

○重山社会教育総括主幹：社会教育グループからは、情報提供6「第6次登別市社会教育中期計画の策定について」情報提供いたします。

これまでの社会教育行政は第5次登別市社会教育中期計画に沿って推進してきたところでございますが、今後の社会教育行政推進に向けて、令和3年度からの新たな計画が必要となりますことから、今後5年間で取り組むべき方策を第6次登別市社会教育中期計画として策定するものであります。

本計画のポイントとなる、第5次計画からの主たる変更点をご説明いたします。

資料「第6次社会教育中期計画策定について」をご覧ください。

ポイントは3点になります。

1点目は、「協働理念の更なる推進」です。

国が定める教育振興基本計画においては、3つの方向性（自立・協働・創造）を打ち出しており、第5次計画でもその方向性は反映しておりましたが、第6次においては特に「協働」の理念に着目しております。

社会教育行政においては、学校・地域・家庭が連携・協働するために地域学校協働本部を設置しており、また、本市まちづくり基本条例でも協働をまちづくりの基本理念としていることから、「協働」の理念を計画の中心に据えるべきものとしております。

2点目は「情報化の進展による新たな時代の到来」です。

教育環境を含めた社会全体の情報化の進展は加速度を増しており、G I G Aスクール構想の実現化やS o c i e t y 5 . 0の到来と、学校授業も含め、新しい手法でのコミュニケーションが今後も順次実践されていきます。

社会全体の情報化の進展は、大規模データのやりとりやアーカイブ等を可能とし、画面を通じての対面型コミュニケーションやオンデマンドでの研修会の受講等、オンラインを活用した新たな社会教育事業の展開を実現化しつつあります。

このことを踏まえ、本計画の各世代ごとの現状と課題においても、情報化の進展について詳細に記述しております。

次のページになります。3点目は「新型コロナウイルス感染症対策と新しい生活様式」です。

2020年頃より世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の流行を受け、社会教育事業の展開についても、感染拡大防止に向け、参加者数の制限や人と人の距離の確保等、考慮しなければならない要素が増えることとなりました。

その中で、本年1月に実施することができた令和3年登別市成人祭をモデルとし、準備から実施に至るまでの過程と経験を、実践例として活用するとともに、本計画へも反映していきます。

また、2点目の情報化の推進にも繋がっていくポイントであります。

以上、3点に加え、本計画は新たに、新年度（令和3年度）の市政執行方針と教育行政執行方針の要素を取り入れました。これまでも、登別市総合計画や登別市教育大綱を受け、策定していた本計画ですが、コロナ禍を受けた後に初めて策定する計画であり、かつ、5年間の中期的スパンの計画であることから、次年度の本市行政執行方針から未来につながる姿勢を取り入れることといたしました。

このことにより、本計画は年度末時期の策定となっていることを申し添えます。

これまでご説明した要素に基づき、策定した総論が第6次社会教育中期計画案抜粋ということで、別添資料となります。「1総論（1）策定の趣旨」をご覧ください。右側欄外にコメントで記しているとおおり、各文章に対応したポイントや引用方針等を記しております。

網掛け部分が、本計画で新たに記述した部分となっており、前計画から大幅な加筆修正を行いました。

総論に基づく各論等、計画全体については、現在文言等の最終調整中でありますので、完成次第、改めて本委員会へお諮りします。

以上でございます。

○**武田教育長**：情報提供のうち、5番目を除き6番目まで説明をいただきました。この5項目について、先に質疑応答したいと思います。ちょうど年度替わりですし、今年度のコロナという特殊な中での取組について、質疑があればお受けしたいと思います。

○**堅田委員**：アレルギーの件なんですけれども、恐らく事前に調査して、もともとアレルギーをもっているお子さんを把握されていると思うので、必要であればその子がエピペンを持っていると思うんですけれども、それ以外の子が突発的に出る可能性も無きにしても非ずなんですけど、緊急薬として学校に配備されているということは、あるのですか。稀だとは思いますが。いかがでしょうか。

○**小野島学務主幹**：特段、学校として用意しましょうという話にはなっていないんですけれども、基本的にはアレルギーを有しているお子さんの保護者がそれに見合ったものを用意して、それを持参して、それを学校で保管するという形を取りながら対応して

いるので、それ以外で対応するための物を有しているということはしていないと思います。

○**武田教育長**：ちょうど入学期に家庭からの調査票をいただくんですね。その中でアレルギーの報告を受けるので、学校が在校中に例えばエピペンを使うような必要が生じれば自己注射も可という、或いは養護の先生が可能ということがあるようですが、敢えてこちら側がその症状があって対応するようなことは考えていないですね。特に予算取りはしているんですか。

○**笠井学校教育グループ総括主幹**：知識がなくて申し訳ないんですけど、エピペンというのは処方箋がなくても市販薬的に購入できるものなんでしょうか。

○**堅田委員**：学校はわからないんですが、少なくとも僕ら歯科医療機関としては、緊急薬品として購入できるんです。登録をエピペンの会社にして使用期限があるので必ずリコールがかかるんです。今持ってるロット番号のエピペンは何月にきれるので買い換えしてくださいと。使っても使わなくても費用がかかるから装備してくださいといってもずっと更新でお金がかかるのでそこまで求める気はないんですけど。システムとして、アレルギーを持っていて処方薬として患者さん自身が自己注射する用に処方されているのも全部登録制なんです。本人にも通知が来るはずなんです。それとは別に、アレルギーの治療をしていない医療機関でも緊急薬としてエピペンを装備していないと何かあったときに裁判で負けてしまうんです。その2本立てでやっているの、学校機関や教育委員会で購入もできるのかもしれないと思うんですが。常態して装備しておく物かどうかは僕も判断できないんですけど。

○**堀井教育部長**：確かにあり得ることなんでしょうね。その中で学校として医療行為としてどのようなことができるか、確認させていただきたいと思います。よろしく願いします。

○**武田教育長**：そのほか、ございませんか。

○**赤井委員**：幼保小の連携が今年でおしまいということで、スタートカリキュラムができたということは、私はとてもよかったなと思っているんです。

ただ、これからやるには、スタートカリキュラムの中身が変更するような組織になっているのか、学校独自でそれぞれやれているのではなくてその辺の繋がりがあればいいと思っていたんです。

○**小野島学務主幹**：大枠としては、市としてスタンダードな形で作ってもらったんですけど、その後、どのように運用していくのかというのが大事なところなので本題は今年度やって、また集まってということも考えていたんですが、できなかったの、今、赤井委員仰られるように、丸投げにしがちなカリキュラムというのはあるとは思いますが、今の推進リーダーをやっていたら登別小学校の柳瀬先生がいろいろなことの繋がりができましたので、指導的な立場ということで、今後は、関与する先生方が一部にならないように全市的な視点で関わり続けてもらえるような体

制としてお願いしているところなので、また、次年度以降、運用しながらいろいろ修正をやっていくなかで、主体は学校になると思うんですけど、基本線の確認や意見交換を引き続きやっていけるような形で続けていきたいと思っています。

○**武田教育長**：幼保小連携協議会という組織は残っているんですよ。その組織の中で例えばスタートカリキュラムの確認は年に一度はしっかり取り組まれるんですよ。

ただ、課題となっているのは、なかなか揃わないのでそこをなんとか修正できないだろうかという話を進めているんですよ。今、言われたようなこれからも引き続き幼保小の組織の中で取り組みを柳瀬先生に協力をいただきながら続けられれば揃ってくるかと思っております。よろしいですか。

（「なし」の声あり。）

○**武田教育長**：それでは、情報提供の1、2、3、4、6についての質疑は、これで終わらせていただきます。

次に、情報提供の5と7については、情報が特定されますので「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書き」により秘密会とすることを発議しますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**武田教育長**：異議無いものと認めます。よって情報提供5、7については秘密会とすることに決定されました。関係者以外、傍聴者も含めて退室と会場の閉鎖をお願いします。

〔関係者以外退室、会場閉鎖〕

（非公開）

〔会場閉鎖〕

○**武田教育長**：そのほか情報提供ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○**武田教育長**：それではこれで教育委員会を終了したいと思います。

最後に4月の教育委員会の開催日について予定したいと思いますが、次回の開催日について事務局の方で案があればお願いします。

○**近藤教育部次長**：4月の教育委員会につきましては、4月22日木曜日16時30分から、と考えております。

また、例年であれば、4月は委員会終了後に、「歓送迎会」を開催しておりますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めるため、中止とさせていただきます。

○**武田教育長**：それでは、事務局より提案のありました4月22日木曜日で皆様のご都合は如何でしょうか。

（「大丈夫です」との声あり）

○**武田教育長**：それでは、そのようにさせていただきたいと思います。
以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。